最終更新日：2018年7月10日
株式会社サンユウ
代表取締役社長　西野　淳二
問合せ先：総務企画部　TEL：072-858-1251
証券コード：5697
http://www.sanyu-cfs.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

(1) 当社は社訓「誠実」を基盤とする企業理念の下、「取引先」、「地域社会」、「従業員」などのステークホルダーとの間で適切に協働することで、なお一層信頼される企業となることにより、「株主」も含めたすべてのステークホルダーの負託と信頼に応えて、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスを支える企業理念、企業風土、経営方針及び行動規範は、次のとおりです。
(1)企業理念
当社の企業理念は
(a)社会と共生し、信頼される会社であり続けます
(b)技術の創造と革新に挑戦し、技術の向上を図ります
(c)変化を先取りし、進歩を目指して、自己改革に努めます
(d)人材を育成し、人を活かす会社を目指します
であります。
(2)企業風土
企業理念の根底には当社の社訓「誠実」があります。この社訓に表されるように社業を遂行するにあたっては、まじめで誠実であれ、という姿勢が基盤にあり、それが当社の企業風土を形成しています。
(3)経営方針
当社グループは、これまで上述の企業理念の下、主力品種のみがき棒鋼及び冷間圧造用鋼線についてお客様のあらゆるニーズに応えられるメーカーを目指し、「誠実」をモットーに技術力を高め、生産設備や販売・物流体制を充実してまいりました。これからも当社グループは、取引先はもちろんのこと株主をはじめとするあらゆるステークホルダーを尊重する方針の下、事業展開を行う所存であります。
(a) 取引先に対しましては、「クォリティー　ファーストの追求」を品質方針に掲げ、全社あげて品質向上に取り組み、豊富な在庫量と即納体制で多様化するニーズに対応できる製・販体制の構築を目指してまいります。
(b) 株主に対しましては、高い成長力、高い収益力、活力あふれる企業を目指すことにより、競争力のある企業体質の確立を図るとともに株主の信頼と期待に応えられるよう努めてまいります。
(c) 当社及びグループ会社並びにそこで働く従業員に対しましては、グループの連携を強化し経営資源を有効に活用することにより収益の最大化を図り、従業員へ福利厚生面での還元を行うとともに、働くことを通して自己実現と社会への貢献ができるような会社であり続けるよう努めてまいります。
(d) 地域住民の方々に対しましては、企業の社会的責任（ＣＳＲ）をこれまで以上に果たしながら、ISO9001:2015、ISO14001:2015に基づく企業経営を行い、内部統制及びコンプライアンス体制を強化し、リスク管理の徹底を図ることにより、社会と共生し信頼される企業を目指してまいります。
(4)行動規範
当社は「サンユウ コンプライアンス プログラム」において、下記の行動規範を定めています。
(a)お客様の納得と満足を追求するとともに、社会的利益にかなう価値の創造・提供を行います。
(b)すべての法律・ルールの遵守とその精神を尊重し、公正かつ自由な競争を行います。
(c)広く社会に適切な情報開示を行い、経営の透明性と健全性を確保します。
(d)株主や金融市場に対し、適切な判断に資する情報提供を行うとともに、自らのガバナンス機能を適切に維持し、長期安定的な発展に努めます。
(e)従業員個人の人格、個性、生活を尊重するとともに資質向上と能力開発を最大化できる機会と環境を提供します。
(f)政治・行政・司法などの公的機関やマスコミなどの社会的存在に対して、公正・透明な関係を堅持します。

(3) コーポレート・ガバナンスの基本骨格
(1)機関構成
当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。
当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、経営の基本方針及び重要な業務の執行について決定を行うとともに、強い権限を有する監査役が取締役会にも出席し、独立した立場から取締役等の職務執行を監査する体制により、経営の効率性と公正性を確保し、当社の健全で持続的な成長を図っていると考えております。
また、当社は執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能を分離して取締役会の効率的な運用を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を採っております。
(2)取締役会
当社の取締役会は、3名の取締役によって構成され、内、独立社外取締役は1名であります。
取締役会は原則、月1回以上開催し、当社グループの対処すべき経営課題や重要事項について、適法性・効率性・収益性・成長性等を充分に審議して決定しております。
(a)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬額については、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬の額を決定することとしており、適切なインセンティブ付けがなされているものと考えております。
(b)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
各人がその役割・責務を果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる最適な体制になるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス（社外役員の員数を含む）を考慮することを方針としております。
取締役・監査役候補の指名については、取締役会にて決議しておりますが、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで

取締役会に付議することとしております。
(c)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名について
当社は、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の略歴を記載し、また役員人事に係るプレスリリースに個々の業務分担や役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名についての説明を行っております。
なお、社外取締役や社外監査役の選任理由及び独立性については、本報告書のⅡ－１「機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますので、ご参照下さい。
(3)監査役会
当社の監査役会は、3名の監査役によって構成され、内、2名の社外監査役に由来する強固な独立性と、1名の常勤監査役が保有する高度な情報収集力を有機的に組み合わせて実効性を高めております。特に、常勤監査役は当社の取締役会、執行役員会、内部統制委員会等に出席し、情報を収集しています。
監査役と社外取締役の連携に関しては、現在、取締役会開催日に監査役と社外取締役は情報交換を行い認識共有を図っております。

（4）資本政策の基本的方針
当社の基本的な資本政策は、企業価値の持続的な向上を目指し、中長期的な成長に向けた事業展開と経営リスクへの対応を踏まえた株主資本の水準を充足することを基本とします。
配当については、株主への利益還元を経営の重要課題として位置付け、フローとしての会社業績及び株主資本の状況等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

（5）経営戦略
(1)当社を取り巻く最近の経営環境
当社製品の主たる需要業界である自動車・建設機械分野において需要は堅調に推移していますが、鉄鋼原料価格の上昇を背景とした材料（鋼材）価格の更なる改定及び電気・ガス料金等の値上げによるコストへの影響が懸念されます。
(2)経営戦略
このような経営環境下、当社グループにおきましては、保有する生産設備の効率的かつ最適な稼働を図るなどグループ間・事業所間の連携を一層強化することにより、グループ内経営資源を有効に活用し、連結収益の最大化を追求する所存であります。

（6）当社におけるコーポレート・ガバナンスの具体的な取り組み状況その他につきましては、本報告書の各項目をご参照下さい。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】（議決権の電子行使・招集通知の英訳）
2018年３月31日現在の株主名簿において機関投資家は６名(議決権有株主総数に占める比率0.5%)、海外投資家は15名（同1.1%）であることから、当社は議決権電子行使プラットフォームの設置や招集通知等の英訳は行っておりません。
株主構成の変動によるニーズの変化及びIT技術の進展を注視し、引き続き、株主総会における株主の権利行使に関する環境整備を図ってまいります。

【補充原則２－２－１】（取締役会による行動準則のレビュー）
当社取締役会は、当社社員としての行動準則（サンユウコンプライアンスプログラム）を熟知しており、一般従業員も同様でありますが、今後も継続して全体ミーティング等の場を活用して従業員への浸透を図るようにいたします。

【補充原則３－１－２】（英語での情報の開示・提供）
2018年３月31日現在の株主名簿において海外投資家は15名（議決権有株主総数に占める比率1.1%）であることから、当社は、開示資料等の英訳は行っておりません。

【補充原則３－２－１】（監査役会による会計監査人を適切に評価するための基準の策定等）
監査役会は
１．会計監査人を評価するにあたり、(a)会計監査人としての職務の遂行に関する独立性及び職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、(b)監査報酬水準、(c)監査活動の状況、(d)監査品質、並びに(e)監査報告の相当性を基本とする、具体的な評価基準を策定する
２．上記基準に基づき、会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているかを踏まえ、会計監査人の再任の適否を判断する
こととしております。

【原則４－８】（独立社外取締役の有効な活用）
当社は1名の独立社外取締役を選任しており、当該独立社外取締役は弁護士としての専門性と高い見識を活かし、取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能及び取締役の業務執行に対する監督機能を適切に果たすことにより、当社のガバナンスを強化していただいていると考えております。
現在、当社は、取締役３名のうち社外取締役が１名、監査役３名のうち社外監査役が２名で、取締役会に出席する役員６名中３名（50%）が社外役員（内、独立社外役員が１名）という体制をとっております。
当社の事業規模及び役員規模から判断しますと、社外役員による監査・監視機能が働いていると考えていますが、一方で独立社外取締役の複数選任の意義も理解していますので、２名以上の選任については引き続き検討課題といたします。

【補充原則４－８－１】（独立社外役員の情報交換・認識共有の場の設定）
独立社外取締役と社外監査役は、現在、取締役会開催日に適宜、情報交換を行い認識共有を図っております。

【補充原則４－１０－１】（経営陣幹部・取締役の指名委員会・報酬委員会等の設置）
当社においては、指名・報酬等に特化した委員会等は設けていませんが、取締役候補者の指名等の重要事項について取締役会の審議・決定の前に社外取締役に予めご検討いただくことにしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】（政策保有株式）
当社は現在、上場株式を保有せず、当面、保有する予定もありませんので、政策保有に関する方針は作成しておりません。
また、同様の理由により、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準も策定しておりません。

【原則1－7】(関連当事者間の取引)
当社と当社取締役との間で取引が行われる場合には、関係法令及び当社「取締役会規程」に基づき、取締役会での承認を要することにしており、役員が代表者を務める会社や主要株主等との取引についても適切に対処しております。
新日鐵住金株式会社は、2018年3月31日現在で当社の議決権の34.78%(間接所有も含む)を所有する筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用関連会社であります。当社は商社経由で同社から主要材料を安定的に購入していますが、市場動向に沿った価格交渉を行って決定していますので、会社や株主共同の利益を害することはありません。なお、同社との取引等の情報は、「有価証券報告書」及び「支配株主等に関する事項について」において適切に開示しています。

【原則3－1】(情報開示の充実)
以下の事項に関する情報開示は、本「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「1．基本的な考え方」において掲載しておりますので、ご参照下さい。
(a)企業理念及び経営方針について
(b)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について
(c)経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針と手続きについて
(d)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについて
(e)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

【補充原則4－1－1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)
当社においては、会社法の定めを踏まえ、取締役会において決議する重要な業務執行事項を取締役会規程に明記し、これら以外の事項にかかる意思決定は、社長その他の業務執行取締役に委任しております。

【原則4－9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき独立役員を選定し、その選定理由を、独立役員届出書及び株主総会招集通知において開示しております。
また、独立役員として選定した取締役には、取締役会等の場において、多様な視点から、取締役会における率直・活発で建設的な検討に貢献頂いております。

【補充原則4－11－1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)
当社の取締役会は、現在取締役3名(内、社外取締役1名)、監査役3名(内、社外監査役2名)によって構成されています。
当社の役員体制については、当社グループの事業内容や経営課題、中長期的な企業価値の向上等の観点を踏まえた最適な役員体制とすべく、取締役会が、個々の経験・識見・専門性等を考慮したうえで候補者を審議・決定しています。その結果、取締役会は、その役割・責務を実務的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されております。

【補充原則4－11－2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)
取締役・監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知の事業報告及び役員選任議案の参考書類において、毎年、開示しております。
当社は、兼職数についての固定的な基準を設けていません。役員候補者の選定にあたっては、兼職状況も考慮のうえ、社の負託に十分応え得る方々にお願いすることとしております。

【補充原則4－11－3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)
1．現状の分析・評価
(1)当社の取締役会は、当社の事業に精通した常勤取締役、弁護士である社外取締役及び財務・税務等の専門知識や鉄鋼ビジネスに関する知見を有した社外監査役で構成されていることから、様々な議案に関して多角的な視点での議論が実施出来得るメンバー構成となっております。
(2)当社は執行役員制度を導入し、取締役会付議案件の執行役員会での事前議論による問題点の抽出・明確化を行っております。また一定の範囲での執行役員会への権限移譲により、取締役会に付議する案件を削減することによって、取締役会での経営方針・経営戦略等の審議に十分な時間を費やすことが可能となるなど、取締役会の実効性の向上にも寄与しております。
2．今後の対応について
執行役員会での議論を一層充実させることによって、取締役会において会社の戦略的課題及び中長期の経営方針・課題、更には重要な執行案件の審議に充分な時間を確保できるよう、引き続き努力していく考えであります。

【補充原則4－14－2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
当社は、取締役及び監査役の就任に際し、当社の事業内容・財務状況・組織等に関する必要な知識等を習得するために、会社として必要な説明を適宜行うとともに、工場や子会社の視察等の機会を設けております。

【原則5－1】及び【補充原則5－1－2】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主からの対話(面談)の申し込みに対して、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう前向きに対応しております。
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は、以下のとおりであります。
(a)株主との対話全般について、下記(b)～(e)に記載する事項を含めその総括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う取締役として財務担当取締役を指定します。
(b)財務担当取締役の一元的指揮の下、総務、財務部門が連携して取り組みます。
(c)IR活動の一環として投資家説明会を適宜開催します。
(d)対話において把握された株主・投資家の意見・懸念については、社長または取締役会に対し適切かつ効果的なフィードバックを行います。
(e)株主との対話に際しては、具体的な決算数値等のインサイダー情報を提供しないよう留意するとともに、財務担当取締役と総務担当執行役員が必ず同席するなど複数の者が相互にチェックできる体制を整えます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)

新日鐵住金株式会社	2,035,000	33.41
株式会社メタルワン	315,000	5.17
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	295,000	4.84
日鉄住金物産株式会社	250,000	4.10
村岡克彦	243,300	3.99
永田麻里	187,552	3.08
佐藤商事株式会社	180,000	2.96
サンユウ従業員持株会	153,380	2.52
柏木伸夫	135,980	2.23
株式会社りそな銀行	110,000	1.81

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び支配株主のいずれも有しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水良寛	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水良寛	○	独立役員に指定しています。	＜招聘理由＞ 清水良寛氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、また他社で社外役員を経験されていることから、業務遂行に適切な助言・監督をただけるものと判断したため、選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏は、上記a～kの内、hを除いていずれにも該当しておらず、また当社との間に特別の利害関係もないことから、十分な独立性が確保されていると判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人及び内部監査部門との間で定期的または必要の都度、それぞれの重要課題等に関する意見または情報交換を行う等、相互に連携を図っております。
常勤監査役は四半期に一度、会計監査人から監査レビュー報告を受けており、その報告の場も含め、意見交換を行っております。
また、会計監査人と内部監査部門とは期中の内部統制往査で適時、監査実施状況を共有し、内部監査部門は定期的に開催される内部統制委員会（常勤監査役はそのメンバー）において内部統制結果を報告しております。
なお、当社は、社長直轄の内部監査室及び内部統制室を設置しており、監査役との協力関係の下、内部監査室は社長特命事項の業務監査を、内部統制室は内部統制委員会において決定された年度別内部統制計画に基づく会社全般に係わる内部監査を、それぞれ行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
熊岡繁喜	税理士													
長谷川泰一郎	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊岡繁喜		税理士	＜招聘理由＞ 熊岡繁喜氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営全般の監査に活かしていただきたいため、選任しております。

長谷川泰一郎		当社の「その他の関係会社」、「大株主」であり、且つ「特定関係事業者（主要な材料仕入れ先）」である新日鐵住金株式会社の業務執行者であります。	＜招聘理由＞ 長谷川泰一郎氏は、材料仕入れついて当社との間で取引がある新日鐵住金株式会社において同社の大阪支社棒線第一室長を務めるなど、鉄鋼人としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、それらを当社の経営全般の監査に活かしていただきたいため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額については、当社の連結業績に応じて一定の範囲で変動させることとしており、適切なインセンティブ付けがなされているものと考えております。
なお、当社は現在、ストックオプションについては導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3月期において、当社の取締役に支払った報酬は、取締役5名に対し74,796千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額については、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬の額を決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

特に専門の担当を任命しておりませんが、取締役会の運営責任部署である総務企画部がサポート機能を担い、社外取締役及び社外監査役に対する取締役会のスケジュール連絡・資料配布（事前配布）及び社内外の情報提供等、必要な事務サービスの提供を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用しており、取締役は3名（内、社外取締役1名）、監査役は3名（内、社外監査役2名）で構成されております。
取締役会は、原則月1回以上開催し、当社グループの対処すべき経営課題や重要事項について、適法性・効率性・収益性・成長性等を十分に審議し決定しております。
取締役会における決定事項は、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき執行されます。
当社は、社外取締役による取締役会での業務執行の監視・監督などにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っております。

監査役は、取締役会やその他の重要会議等に出席するほか、業務及び財産の状況を調査する等の監査業務を行っております。監査役と会計監査人は定期的に会合し意見交換を行っております。
内部監査については、社長直轄の内部監査室が、監査役との協力関係の下、監査業務を行っております。
コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進については、内部統制室主導のもと内部統制委員会を中心に内部統制システムの構築及びその維持改善を図っております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、当社の事業に精通した取締役2名と社外取締役1名で構成されており、常に対処すべき課題･経営戦略を討議し、的確な意思決定を行う体制にあります。
社外取締役からは、独立的な立場から経営の助言を得るなど、取締役会の意思決定機能と監視機能の強化を図っております。
また、当社の監査役会は、監査役1名と社外監査役2名で構成されており、内、2名は鉄鋼ビジネスに精通しております。
各監査役による取締役会への出席のほか、常勤監査役（1名）による執行役員会その他の重要な会議への出席等を通じ、各々が独立した立場から取締役等の職務執行の適法性並びに経営判断の妥当性を客観的に監視する体制が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社は株主総会の事業報告等で、パワーポイントを活用したビジュアル化を実施しております。以降、出席株主に理解していただきやすいよう、毎年改善を加え、丁寧な株主総会の実現に取組んでおります。 また、当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを踏まえ、招集通知や事業報告書を、会社法が定める『2週間前』よりも前倒しをして、株主総会開催日の『3週間前』にその発送を行っております。 2018年6月開催の第72期定時株主総会においては、コーポレートガバナンス・コードに則り、招集通知の発送前公表、いわゆる早期ウェブ開示として、招集通知発送の前日である6月6日から東京証券取引所及び当社のホームページに電子的な公表を行い、株主に総会議案の十分な検討期間をより確保していただけるように努めております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページには業績・役員人事に関するプレスリリースに加え、直近5期の業績推移（連結・個別とも）等の財務情報及び株式情報を掲載しております。 また、株主総会の招集通知・有価証券報告書等の掲載も行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署名：総務企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「サンユウ コンプライアンス プログラム」において、行動規範（本ＣＧ報告書の冒頭、Ⅰ1．基本的な考え方にも記載）を定め、様々なステークホルダーと適切に協働することを明記しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の状況
当社は、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指します。
また、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性を確保し関連法規の遵守を図るため、以下のとおり内部統制システムを適切に整備･運用するとともに、その継続的改善を通じ、企業統治の充実に努めます。

[具体的内容]
(1)当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の経営管理体制は取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成されます。
取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受けます。
業務執行取締役（執行役員を兼務する取締役）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告します。また、各取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視します。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、情報管理に関する規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管します。
また、財務情報等の重要な経営情報について、法令等に定める方法のほか、適時･的確な開示に努めます。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各業務執行取締役及び各執行役員は、自部門における事業上のリスクの把握･評価を行い、諸規程で定められた権限･責任に基づき業務を執行します。
安全衛生、環境･防災、情報管理、販売･購買･品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、各々の担当部門が規程･マニュアル等を整備し、従業員へ教育･啓蒙活動を通して周知するとともに、そのリスク管理状況を内部統制室とタイアップして行うモニタリング等を通じて把握･評価し、継続的な改善に向けたリスク管理活動に努めます。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
予算計画、設備投資及び投融資等の重要な個別執行事項については、執行役員会での審議を経て、取締役会において執行を決定します。
取締役会での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員及び各部課長が遂行します。また、職務権限規程等の整備により必要な業務手続等を定め、各業務執行取締役、各執行役員及び各部課長の権限と責任を明確化します。

(5)当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「サンユウ企業理念」及び経営方針に基づき、全ての役員･従業員が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とします。各業務執行取締役、各執行役員及び各部課長は、業務運営方針等を従業員に対し周知･徹底します。
各業務執行取締役、各執行役員及び各部課長は、内部統制基本規程及びサンユウ コンプライアンス プログラムに従い、自部門における法令･規程遵守状況の把握等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれのある行為･事実を認知した場合、すみやかに内部統制室及び総務企画部門に報告します。
内部統制室長は、社全体の内部統制システムの整備･運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握･評価するとともに、法令･規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。
これらの内容については、定期的に開催される代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会に報告され、コンプライアンスのチェックを行うとともに、業務執行取締役･執行役員･従業員に対する意識付けを徹底します。コンプライアンス活動の一環として講習会の実施やマニュアルの作成･配布等、従業員に対する教育体制を整備･拡充します。
従業員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。違法行為等を行った従業員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社は、事業戦略を共有化するとともに、一体となった経営を行います。
グループ会社の内部統制システムについては、各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築･運用を基本としつつ、内部統制室長は各主管部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握･評価するとともに、各主管部門及び各グループ会社に対し、指導･助言を行います。

(7)監査役の監査に関する事項
当社の取締役、執行役員及び従業員は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時･適切に監査役または監査役会に直接または内部統制室等当社関係部門を通じて報告します。
また、当社の取締役、執行役員及び従業員は、内部統制システムの整備･運用状況等の経営上の重要事項について、取締役会、執行役員会及び内部統制委員会等において報告し、監査役との間で情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受けます。
グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時･適切に当社の監査役または監査役会に直接または内部統制室等当社関係部門を通じて報告します。
当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いは行いません。
会計監査人、内部統制室長及び内部監査室長は、それぞれ監査役と定期的にまたは必要の都度、それぞれの重要課題等に関する意見または情報交換を行う等、相互に連携を図ります。また、内部統制室長は内部通報制度の運用状況について監査役に報告します。
当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上します。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「サンユウ企業理念」及び「サンユウ　コンプライアンス　プログラム」において、社会と共生し、社会から信頼される会社であり続けることを掲げるとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当要求等には一切応じないことを旨とした社内規程を定め、これに基づく社内体制を整えております。
具体的には、当社内に統括部署及び総括責任者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、警察等との平素からの連携や、グループ内での情報提供・社内研修を実施する等、啓蒙活動に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

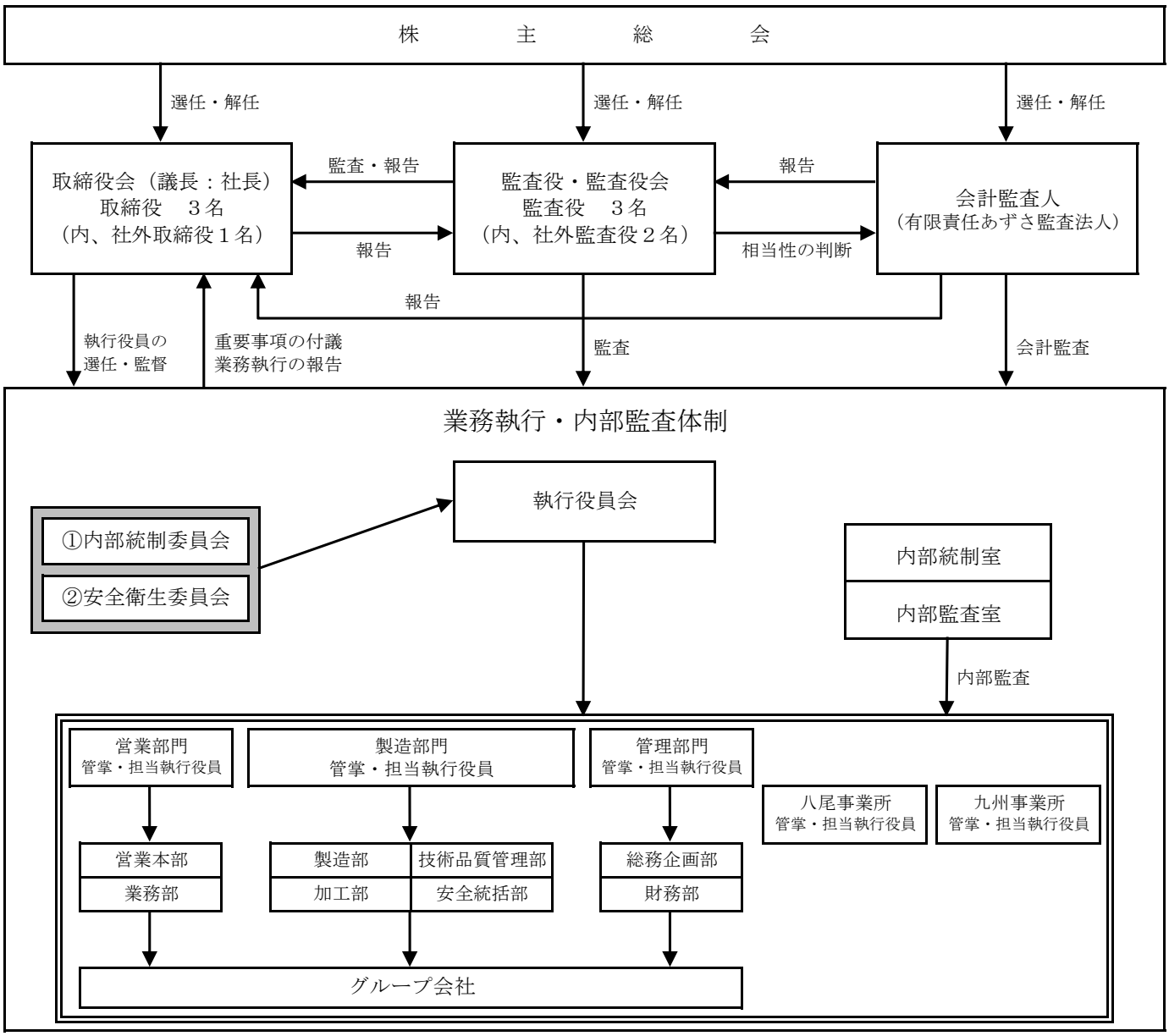
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制
当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は別紙1.のとおりであります。

(2) 適時開示体制の概要
当社は、投資者に対し重要な会社情報を迅速、正確、公平に開示するため「内部情報管理規程」を制定しております。
内部情報管理の主管部は総務企画部が担当し、総務担当執行役員が情報開示責任者としてその業務に当たっております。
会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は別紙2.のとおりであります。

別紙１.＜コーポレート・ガバナンス体制＞



別紙２.＜会社情報の適時開示に係る社内体制＞

